

## 福島空港国内定期路線利用拡大事業 業務委託仕様書

この仕様書は、「福島県（以下、「甲」という。）」が「●●●（以下、「乙」という。）」に委託する4に掲げる業務について、円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 1 業務委託の名称

福島空港国内定期路線利用拡大事業

### 2 業務委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月19日まで

### 3 業務委託の目的

福島空港国内定期路線（札幌便及び大阪便）の需要喚起、認知度向上及び利用促進のための各種キャンペーン等を実施し、福島空港利用者の増加を図ることを目的とする。

### 4 業務委託の概要

以下の利用拡大事業を実施すること。

#### (1) 対象とする航空会社及び対象便。

ア ANAグループ（以下、「ANA」という。）により運航される次の国内定期路線とする。ただし、路線改変等により便名変更があった場合には、適宜読替えるものとする。

(ア) 札幌便は、新千歳空港を発着するANA1113及びANA1114とする。

(イ) 大阪便は、大阪国際空港（伊丹空港）を発着するANA1696、ANA1698、ANA1695及びANA1697とする。

(ウ) ANAとの共同運航便（コードシェア便）を含めることも可能とする。

イ 上記アに接続する、乗継便を含めることも可能とする。

#### (2) 施策①：団体旅行を対象とした、誘客促進施策の実施。

#### (3) 施策②：個人型旅行を対象とした、送客及び誘客向け利用促進施策の実施並びに利用客数及び動向の調査分析。

#### (4) 施策③：二次交通の利用促進に向けた特設キャンペーンの展開並びにM a a S（Mobility as a Service：地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせることで検索・予約・決済等を一括で行うサービス。）を活用したアプリケーションの保守・運用、利用者の分析及びその情報の提供。

## 別記 1

- (5) 施策④：福島県内及び県外に向けた、(2)～(4)各施策及び福島空港に係る情報発信。

### 5 業務委託の内容

下記のとおり、福島空港国内定期路線の利用拡大に関する一切の業務を行うこと。  
なお、実施にあたってはその性質上、福島空港国内路線定期路線を運航する航空会社から同意又は了承を得たうえ、航空会社と連携して実施すること。

#### (1) 施策①：団体旅行の誘客促進について

ア 募集型企画旅行を実施する複数の旅行会社と連携し、4(1)に掲げる国内定期路線を原則往復利用する旅行商品を用いて、集客の実施及び旅行催行をさせること。

なお、その旅行商品の行程は1泊2日以上によるものとし、必ず県内へ宿泊すること及び県内に本店所在地のある交通事業者を利用していること。また、必要に応じて行程の一部に近隣県（栃木県、茨城県、新潟県、山形県及び宮城県に限る）の観光施設を含めることも可能とするが、その割合は本県観光施設数未満とすること。併せて、片道利用の行程となる場合は、甲の承諾を得ること。

イ 旅行商品の催行回数は複数回設定し、安定的な誘客増加及び閑散期の需要喚起に努めること。

ウ 本県ならではの観光素材を組んだ、魅力的な旅行商品とすること。

エ 販売地域や直近の旅行トレンド等を反映するなど、魅力的な旅行商品とすること。

#### (2) 施策②：個人型旅行の送客及び誘客向け利用促進について

ア 昨今、急速に浸透が進んだ個人型旅行にも対応するため、ダイナミックパッケージ（旅行者が航空券や移動手段、宿泊を自由に選んで組み合わせることができるパッケージツアーのこと。）に対し特典等を付与する等のキャンペーンを展開し、集客の実施及びパッケージツアーを催行させること。

なお、4(1)に掲げる国内定期路線の往復利用設定を原則とするが、一部片道利用を設定しても差支えない。

イ 付与する特典内容については、福島空港の立地特性及び就航路線を鑑み、福島空港選択のインセンティブとして働く規模とすること。また、次回以降、福島県への旅行の動機付けとなるようなものとする。

#### (3) 施策③：二次交通の利用促進について

ア 対象とする二次交通は、福島空港を発着する「リムジンバス」、「乗合タクシー」及び「レンタカー」の全部又は一部とする。

イ 利用者に特典を付与する等、積極的な利用を促すためのキャンペーンを展開すること。

ウ MaaSを継続運用するとともに、利用圏の拡大に努めること。

## 別記 1

エ (2)施策②との関連性が高い分野であることから、M a a S利用促進にあたり、(2)施策②と連携し相乗効果を高めること。

オ M a a Sの利用者データをもとに、旅行者の属性や動向を分析し、甲に報告すること。

### (4) 施策④：(1)～(3)及び福島空港の情報発信について

Web サイト、SNS、広報誌等の各種媒体を使用し、広く県内外に対し福島空港及び路線等の情報発信を行うこと。また、(1)～(3)にて実施するキャンペーン情報のプロモーションも、併せて実施すること。

なお、情報発信の内容又は手法については、一方的な発信に留まらずその効果が、予約又は搭乗に強く結びつく動機付けが図られるような構成とすること。

## 6 集客目標数

乙は本事業全体として①～③の合計値を達成できるよう最善を尽くすものとする。

なお、各施策において設定する目標数はあくまで例示であって、乙の提案に基づき甲と協議の上、改めて設定する。

施策	項目	目標数
①	団体旅行を対象とした、誘客促進施策	300 人
②	個人型旅行を対象とした、送客及び誘客向け利用促進施策	2,000 人
③	二次交通の利用促進施策	200 人
	①+②+③合計	2,500 人

## 7 成 果 品

業務実績報告書（任意様式）

## 8 提 出 書 類

乙は、甲に対して委託契約書類で定めた書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届（様式第 1 号）
- (2) 総括責任者通知書（様式第 2 号）
- (3) 実施工程表（任意様式）
- (4) 実施体制図（任意様式）
- (5) 完了届（様式第 3 号）
- (6) 業務実績報告書（任意様式 6 で定めるもの）
- (7) その他発注者が必要と認める書類

## 別記 1

### 9 業務上の留意事項

- (1) 業務の遂行上必要とする資料の収集にあたり、関係機関の協力を得る必要がある場合には、あらかじめその趣旨を甲に連絡した上でこれを行わなければならない。
- (2) 業務の実施にあたり、乙が必要とする関係機関への諸手続きについては、乙がこれを代行するものとする。
- (3) 業務の執行に関し、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲へ連絡し、甲の指示を受けなければならない。
- (4) 業務の開始時期、委託期間内及び終了時期において、甲又は乙が必要と認める時期に、随時打合せを行うものとする。
- (5) 乙が業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などをあらかじめ甲に報告し、了承を得ること。  
なお、乙は再委託先への指示、業務管理を徹底すること。

別記 1

様式第 1 号

# 着 手 届

令和 年 月 日

福島県知事

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

下記のとおり、業務に着手したので届出ます。

記

1 業務委託名

福島空港国内定期路線利用拡大事業

2 着手日

令和 8 年 月 日

3 本件責任者及び担当者

責任者名 :

担当者名 :

連絡先 :

別記 1

様式第 2 号

# 総括責任者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

下記のとおり、総括責任者を定めたので通知します。

記

1 業務委託名

福島空港国内定期路線利用拡大事業

2 総括責任者

職 名：  
氏 名：  
連絡先：

3 本件責任者及び担当者

責任者名：  
担当者名：  
連絡先：

別記 1

様式第 3 号

# 完 了 届

令和 年 月 日

福島県知事

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

下記のとおり、業務が完了したので届出ます。

記

1 業務委託名

福島空港国内定期路線利用拡大事業

2 完了日

令和 9 年 月 日

3 成果品

業務実績報告書 1 部

4 本件責任者及び担当者

責任者名 :

担当者名 :

連絡先 :

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又

## 別記2

は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。